

岩見沢市都市公園条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げ及び料金区分の見直しを行う。

第2 改正の内容

- (1) みずほ公園野球場の使用料の引上げを行う。
- (2) あさぎり公園野球場の使用料の引上げを行う。
- (3) 東山公園庭球場の使用料の引上げ及び料金区分の見直しを行う。
- (4) 東山公園弓道場の使用料の引上げ及び料金区分の見直しを行う。
- (5) 岡山スポーツフィールド多目的広場の使用料の引上げを行う。
- (6) 岡山スポーツフィールドテニスコートの料金区分の見直しを行う。
- (7) いわみざわ公園キャンプ場の使用料の引上げを行う。
- (8) 東山公園陸上競技場の使用料の引上げ及び料金区分の見直しを行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第42号

岩見沢市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市都市公園条例の一部を改正する条例

岩見沢市都市公園条例（昭和36年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

2 東山公園陸上競技場の備付物件の使用料は、別に規則で定める。

別表第4、別表第5、別表第5の2、別表第5の3、別表第6及び別表第8を次のように改める。

別表第4（第13条、第16条、第28条関係）

施設名	区分	1時間当たり	放送施設
みずほ公園野球場	一般	1,100円	2,200円
	大学生		
	高校生		
みずほ公園サッカー場	一般	550円	
	大学生		
	高校生		
あさぎり公園野球場	一般	1,100円	2,200円
	大学生		
	高校生		

備考 1時間未満の時間は、1時間とする。

別表第5（第13条、第16条、第28条関係）

施設名	区分	1日	半日	1時間当たり	個人使用 (2時間当たり)
東山公園 庭球場	一般	1面	1面	1面	期間券
	大学生	5,440円	2,720円	680円	13,200円
	高校生	1面 2,720円	1面 1,360円	1面 340円	期間券 6,600円

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 1日 午前9時から午後5時まで
 - (2) 半日 午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで
- 2 期間券は、発行年度において開設期間を通じて当該施設を利用できる券をいう。
- 3 庭球場を午後6時から午後9時までの間に使用する場合は、一人当たり（中学生以下を除く。）300円（夜間券）を加算する。
- 4 施設内での立売りについては、1日3,540円、半日2,120円を徴収する。
- 5 1時間未満の時間は、1時間とする。

別表第5の2（第13条、第16条、第28条関係）

施設名	区分	1日	半日	個人使用
東山公園 弓道場	一般	6,600円	3,260円	当日券 200円
	大学生			期間券 5,460円
	高校生	3,300円	1,630円	当日券 100円

				期間券 2,730 円
--	--	--	--	----------------

備考

1 使用時間の区分は、次のとおりとする。

(1) 1 日 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 半日 午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで

2 期間券は、発行年度において開設期間を通じて当該施設を利用できる券をいう。

別表第 5 の 3 (第 13 条、第 16 条、第 28 条関係)

施設名	区分	1 日	半日	1 時間当たり	個人使用 (2 時間当たり)
岡山スポーツ フィールド 多目的広場	1 面	17,600 円	8,800 円	2,200 円	
	半面	8,800 円	4,400 円	1,100 円	
岡山スポーツ フィールド テニスコート	一般	1 面	1 面	1 面	期間券
	大学生	4,080 円	2,040 円	510 円	9,900 円
	高校生	1 面	1 面	1 面	期間券
		2,040 円	1,020 円	260 円	4,960 円

備考

1 使用時間の区分は、次のとおりとする。

(1) 1 日 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 半日 午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで

2 施設内での立売りについては、1 日 3, 540 円、半日 2, 120 円を徴収する。

3 1 時間未満の時間は、1 時間とする。

4 期間券は、発行年度において開設期間を通じて当該施設を利用できる券をいう。

別表第6（第13条、第16条、第28条関係）

施設名		区分	使用料
いわみざわ公園	駐車場	大型自動車（バス）	1回1台につき 510円
		大型以外の自動車（二輪車を除く。）	1回1台につき 300円
	キャンプ場	一般サイト	1泊1区画につき 1,600円
		オートサイト	1泊1区画につき 6,500円
		シャワー	1回につき 100円
	室内公園	一般	1回につき
		大学生	夏期（5月から10月まで） 300円
		高校生	冬期（11月から4月まで） 510円
		中学生	1回につき
		小学生	夏期（5月から10月まで） 150円 冬期（11月から4月まで） 250円
パークゴルフ場	岩見沢市民	一般（高校生以上）	一般（高校生以上）
			1人1日につき 510円
		小・中学生	小・中学生
			1人1日につき 300円
			回数券（一般12枚綴り） 5,100円
	市民以外	回数券（小・中学生12枚綴り）	回数券（小・中学生12枚綴り） 3,000円
			一般（高校生以上）
		小・中学生	1人1日につき 1,030円
			1人1日につき 620円

		回数券（一般 1枚綴り） 10,300円
		回数券（小・中学生 1枚綴り） 6,200円
	貸出用器具	クラブ 1本 1日につき 150円
		ボール 1個 1日につき 50円

別表第8（第13条、第16条、第28条関係）

施設名	区分		1日	半日	早朝・夜間 1時間当たり
東山公園陸上競技場	フィールド及びトラック	入場料の類を徴収する場合	総収入の1.08割	総収入の0.54割	総収入の0.14割
		入場料の類を徴収しない場合	17,600円	8,800円	2,200円
	個人使用	高校生	当日券 200円 期間券 5,460円		
		大学生・一般	当日券 300円 期間券 7,660円		
	放送施設		4,400円	2,200円	550円
	会議室（補助員控室）		6,600円	3,260円	840円

備考

- 1 1日とは、午前9時から午後5時まで、半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 2 1時間未満の時間は、1時間とする。
- 3 期間券は、発行年度において開設期間を通じて当該施設を利用できる券をいう。

4 施設内での立売りについては、1日3,540円、半日2,120円を徴収する。

5 11月1日から翌年4月30日までの間に会議室（補助員控室）を使用する場合は、別表第8及び備考第1項及び第2項の規定により算出した使用料の額に冬期加算料（当該算出した額の8割）を加えた額を徴収する。

ただし、期間外において暖房を使用する場合は、加算料を徴収する。

6 入場料を徴収する場合の使用料が、入場料を徴収しない場合の使用料よりも低額となるときは、入場料を徴収しない場合の使用料を適用する。

7 別表第8及び前各項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。